

会員各位

一般社団法人
熊本県医療ソーシャルワーカー協会

実務図書のご案内について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、新日本法規出版（株）から添付カタログの書籍が発行されております。

つきましては、会員の皆様にご案内申し上げますので、ご希望のお向きは下記要領にてお申込みください。

謹言

記

1. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX(092-724-2312)へお申込みください。
2. 代金支払方法 代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、代金収納端末設置店にてお支払いください。
3. 問合せ先 新日本法規出版株式会社 福岡支社
及び発行所 〒810-8663 福岡市中央区大手門3-3-13 TEL 092-771-0866

以上

新日本法規出版（株） 福岡支社 行

申込FAX番号 (092) 724-2312

申 込 書

書籍コード	書 名	価格 (税込)	送料	申込部数
639 加除式	福祉・医療関係 相談支援マニュアル	8,800円	570円	部
5100257 単行本	Q&A 医療機関・介護施設における ハラスメント対策ー現場対応のポイントー	2,530円	410円	部

※2部以上お申込みの場合、送料は発行所の負担とします。

◆上記書籍を代金後払いにて申込みます。

ご注意 ※加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入になります。追録は年2~3回発行、価格は1号数につき約3~4千円程度の費が別途必要です。なお、追録の発行回数、価格は法改正により変動しますのでご了承ください。

□注意事項を確認し、代金後払いにて申し込みます。

□現品を見てから購入を検討します。(※弊社によりご担当者宛にご連絡いたします。)

※加除式書籍については、いずれかに☑を入れてご送信ください。

年 月 日

ご住所 〒 _____

ご名称 (お名前) _____

印 _____

TEL _____

FAX _____

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただいたお客様のお名前・ご住所などの情報は、書籍・商品のお届けやダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限って使用させていただいております。

支社	扱先又は社員コード	実施No.	22770	納本	請求	入金	納区	案内	記号	請区	請時
8	0	970772	担当者 村田 秀二								

2023021080016

掲載内容

第1章 病気・けが

第1 子どもの医療

- 生まれた子どもが未熟児だったとき
- 子どもが医療を受けるとき
- ひとり親家庭の子どもが医療を受けるとき
- 障害のある子どもが医療を受けるとき
- 身体の障害を治すために子どもが手術を受けるとき
- 小児がんなどの難病治療を受けるとき

第2 低所得者の医療

- 収入が少なく医療費が支払えないとき
- 生活保護受給者が医療を受けるとき
- 行旅人が救護され、病気やけがで治療を受けるとき

第3 高齢者の医療

- 高齢者が医療費の窓口負担をするとき
- 65歳以上75歳未満で一定の障害を持つ患者が医療を受けるとき
- 高齢患者の高額医療費が支払えないとき

第4 障害者の医療

- 障害者に対する医療制度や医療費助成制度について知りたいとき
- 精神科病院へ入院が必要とき
- 精神科病院への入院や処遇に納得がいかないとき
- 精神科病院を退院してからのリハビリテーションを受けたいとき(精神科デイケアを利用したいとき)
- 退院して地域で暮らしたいとき
- 看護師等に家庭訪問をしてもらいたいとき
- 交通事故の後遺症で高次脳機能障害と診断されたとき

第5 外国人の医療

- 日本に3か月以上滞在している外国人が医療を受けるとき

第6 特殊な医療

- 指定難病の治療を受けるとき
- 特定疾患(重度障害や神経難病)で治療を受けるとき
- 不妊治療を受けるとき
- 医療費が高額なとき(70歳未満)
- 一時的・緊急的に病気やけがで移動が困難なとき

第2章 障害

第1 障害者手帳の交付

- 身体機能に障害があるとき
- 知的機能に障害があるとき
- 精神機能に障害があるとき

第2 障害に関する相談窓口

- 障害に関する相談をしたいとき

第3 障害者自立支援サービス・障害者支援施設

- 障害児を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした入所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした居宅支援サービスを利用したいとき
- 障害児を対象とした教育制度を利用したいとき
- 障害者を対象とした居住サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした日中活動を利用したいとき
- 障害者が受けられる日常生活用具の給付内容を知りたいとき
- 車椅子などの補装具を利用したいとき
- 障害児に発達に関する訓練を行うとき

第4 年金・手当

- 障害者(児)が受給できる年金・手当を知りたいとき
- 国民年金に任意加入していなかった期間に一定の障害状態になったとき

第5 減免措置等

- 障害者に対する税金の減額や免除について知りたいとき
- 障害者利用できる公共料金等の減免について、どのようなものがあるか知りたいとき
- 障害者が利用できる交通機関の割引制度の内容を知りたいとき

第3章 介護

第1 介護保険の適用

- 介護保険対象者が要介護認定を受けてサービスを利用するとき
- 生活保護受給者に介護が必要になったとき
- 身体状況が変わるなど、要介護状態区分を変更したいとき
- 認定結果や介護保険料などに不服があるとき

第2 介護保険料

- 介護保険料を滞納したとき
- 生計困難で介護保険料の減額が必要なとき
- 災害などで介護保険料を一時的に支払えないとき

第3 利用料

- 利用者負担額について知りたいとき
- 介護サービスの利用者負担額が高額になったとき
- 介護保険利用料の軽減が必要なとき
- 災害などで介護保険利用料の減免が必要なとき

第4 在宅介護

- 要介護認定を受けて在宅で介護サービスを利用するとき
- 要支援認定を受けて介護サービスを利用するとき
- 要介護認定を受けて「非該当」と判定されたが、サービスを利用したいとき
- 第三者の行為(交通事故・傷害等)の後遺症で、介護サービスを利用するとき
- 車いすや歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険の場合)
- 歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険以外の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険以外(自立支援)の場合)

第5 施設介護

- 在宅生活に支障があり、機能回復目的で一定期間入所するとき
- 介護が必要なため長期入所するとき
- 介護と医療行為を受けられることができる施設に入院するとき
- 介護認定を受けていないが生活に不安があるため高齢者専用施設に入所するとき
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)に入居後、介護が必要になったとき
- サービス付き高齢者向け住宅に入居後、介護が必要になったとき

第4章 生活

第1 貧困・困窮

- 生活が困窮しており生活費を確保したいとき
- 貧困・困窮からの自立について相談したいとき
- 生活保護受給者等が死亡したとき

第2 権利擁護

- 法的トラブルについて相談したいとき
- 契約関係のトラブルが起ころ相談したいとき
- 成年後見制度に関する相談をしたいとき
- 判断能力が十分でない者への支援を受けたいとき
- 高齢者への虐待が疑われるとき
- 障害者への虐待が疑われるとき
- 虐待されている児童を発見したとき
- 障害者施設内で虐待が疑われるとき
- 児童福祉施設内等で虐待が疑われるとき
- 認知症の疑いが受診を拒否しているとき

第3 年金・手当

- 国民年金に加入していた自営業者が一定年齢に達したとき
- 会社員や公務員が一定年齢に達したとき
- 国民年金加入者が加入中に死亡したとき
- 厚生年金加入者が加入中に死亡したとき

第4 住まい

- 生活保護受給者が住居を借りるとき
- ひとり親家庭等が住居を借りるとき
- 住居がなく不安定な就労を強いられる若者等が住まいを探したいとき
- 障害者を対象とした住まいを探したいとき
- 高齢者を対象とした住まいを探したいとき
- 民間賃貸住宅に入居する際に、身元保証人が不在で入居が困難なとき
- 自己所有の不動産を担保に生活資金を借りたいとき
- 有料老人ホーム(住宅型)を利用したいとき
- サービス付き高齢者向け住宅を利用したいとき
- シルバーハウジング(高齢者向け公的賃貸住宅)を利用したいとき

第5 就労支援

- ひとり親家庭及び寡婦の就業支援が必要なとき
- 子どもへの就労支援が必要なとき
- 生活保護受給者が就労しようとするとき
- 高齢者が就労について相談できる機関を知りたいとき
- 高齢者の就労について職業訓練を受けたいとき
- 高齢者が仕事に従事したいとき
- 障害者の就労について相談できる機関を知りたいとき
- 障害者の就職後の定着支援を受けたいとき

第6 路上生活者(ホームレス)支援

- 路上生活(ホームレス)からの自立について相談したいとき

第7 自殺予防

- 生きていくのがつらい人に応対するとき

第8 戦傷病者

- 戦傷病者が援護を受けるとき

第5章 出産・子育て・婦人保護

第1 出産支援

- 妊娠したとき
- 出産したとき
- 出産費用が支払えないとき
- 生活保護受給者が出産するとき
- 産前産後に身の回りの世話や育児の相談をしたいとき
- 乳幼児の健康診査を受けるとき
- 新生児の異常、感染等を調べる検査を受けたいとき
- 予防接種を受けたいとき

第2 子育て支援

- 乳幼児等の子育てでサービスを受けたいとき
- 子どもを育てるための手当を受けたいとき
- ひとり親家庭が経済的支援を必要とするとき
- ひとり親家庭が生活資金を必要とするとき
- ひとり親家庭の日常生活支援が必要なとき
- 保育所等に子どもを預けたいとき
- 放課後の児童を対象にしたサービスを利用したいとき
- ひとり親家庭で子育ての悩みや育児相談をしたいとき

第3 就学支援

- 生活保護受給世帯の子どもが就学するとき
- ひとり親家庭の子どもが就学を希望するとき
- 学校生活と就学への支援を受けたいとき

第4 子ども・家庭支援施設

- 子どもの養育が困難なとき
- 親(親権者)がいらないとき
- 親権の停止や喪失を申請するとき
- 里親になりたいとき

第5 婦人保護

- 配偶者等から暴力(DV)を受けたとき
- 女性の自立援助について相談したいとき

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

福祉・医療関係 相談支援マニュアル



編集

福祉・医療相談支援研究会

代表 千葉 喜久也(東京有明医療大学教授)

相談内容に応じて適切な助言をするために!!



◆現場のニーズに基づくケース設定!

子ども、障害者、高齢者、生活困窮者などに関し、相談支援の現場で想定されるケースを豊富に設定しています。

◆相談内容に沿った選択肢がすぐわかる!

ケースごとに、利用できる制度・サービス等を冒頭に列挙していますので、相談内容に沿った選択肢を効率的に示すことができます。

◆各制度等をコンパクトに解説!

制度・サービス等の概要を簡潔に解説し、申請方法や利用手順などを表形式で示しています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁794頁
定価8,800円(本体8,000円)送料570円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

第7 高額療養費等

case

○医療費が高額なとき (70歳未満)

利用できる制度

- 1 高額療養費制度の利用
- 2 高額療養費限度額の適用
- 3 高額療養費受領委任払の利用
- 4 高額医療費貸付金制度の利用
- 5 高額介護合算制度の利用

ポイント

- ① ②は治療前に利用します。②を利用しない場合、①を治療後に利用します。①の利用時に④も利用できますが、医療機関の承諾が必要と合もあります。
- ② ①を受ける権利は、診療を受けた月の翌月初日から2年ですので以内であれば、さかのぼって申請することができます。(健保193、国民健康保険法)
- ③ 保険料の滞納があると、③④を利用できない場合があります。
- ④ 介護保険を利用している場合は、金額次第で⑤も利用できます。

解説

- ① 高額療養費制度の利用
1か月(暦月単位で、その月の1日～末日にかかった費用)に医療機関に金額が一定の自己負担限度額(後掲<参考>1参照)を超えた場合、超えた額が自己負担限度額を超えた額を超過した額を自己負担限度額とする制度です。2つ以上の医療機関にかり、それぞれの自己負担限度額を超えた場合は合算できます。保険外負担分(差額ベッド代、ト費用等)や入院時の食事負担額等は対象外です。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

case

○障害者を対象とした日中活動を利用したいとき

利用できる制度

- 1 療養介護の利用
- 2 生活介護の利用
- 3 自立訓練(生活訓練)の利用
- 4 自立訓練(機能訓練)の利用
- 5 就労移行支援の利用
- 6 就労継続支援A型(雇用型)の利用
- 7 就労継続支援B型(非雇用型)の利用
- 8 地域活動支援センターの利用

ポイント

- ① 上記制度を利用するときは、事前に支援の実施主体である各市区町村、利用を希望するサービス提供事業所と十分に話し合うことが大切です。
- ② 従来の入所施設は施設完結型で1日単位のサービスを提供していましたが、現在は夜間の「居住支援」を行う事業と「日中活動支援」を行う事業にサービスが明確に区分されています。日中活動のイメージは、後掲<参考>1を参照してください。
- ③ 制度を利用できる対象者やサービス内容等は、後掲<参考>2～4を参照してください。
- ④ 50歳未満の就労経験のない者は、就労移行支援事業所のアセスメント評価がなければ、⑦を利用できません。

解説

- ① 療養介護の利用
療養介護では、医療及び常時介護を必要としている障害を有する者

機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。対象となる者は、障害区分が6であり筋萎縮性側索硬化症(ALS)等により気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を受けている者、障害区分5以上であり筋ジストロフィー又は重症心身障害を有する者です。このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

申請書類	介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書
添付書類	① 療養手帳(愛の手帳)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 ② 対象疾患に罹患していることが分かる証明書(診断書又は特定疾患医療受給者証等) ③ 個人番号カード(又は通知カード及び本人確認書類)
申請先	住所地の市区町村の障害福祉担当窓口
利用手順	① 住所地の市区町村の障害福祉担当窓口へ介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書を提出します。 ② サービス利用意向調査及び勘案事項調査を実施後、サービス決定通知書が届きます。 ③ 利用を希望する事業所へ障害福祉サービス受給者証及び利用申込書を提出して、利用契約を締結します。
関係法令等	障害支援⑤・⑥⑩⑪、障害者支援②の2・2の3・7、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平18・10・31障発)

第4 子ども・家庭支援施設

case

○子どもの養育が困難なとき

利用できる制度

- 1 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)の利用
- 2 一時保護の相談
- 3 児童福祉施設への入所相談
- 4 母子生活支援施設の利用

ポイント

- ① ①の実施施設は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育ファミリーホーム等です。利用料について費用負担があります。
- ② ②の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導ですが、緊急保護でも虐待等から子どもの安全を確保し適切な保護を図ることが、重要になっています。児童虐待対応においては、保護者や子どもの同意がなく子どもの安全の確保等が必要な場合には、一時保護を躊躇なく行うこととされています。
- ③ ③について、施設入所等の措置は親権者等の意に反するときにはとができません。しかし、保護者がその児童を虐待しその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその福祉を害する場合は、家庭裁判所の承認を得て、親権者等の意に反し児童を児童福祉施設等に措置することができます。
- ④ ④は、児童福祉施設では唯一、母親と子どもたちが一緒に入所施設です。
- ⑤ 児童福祉施設に入所する場合には、保護者の所得に応じて費用負担があります。

② 一時保護の相談

児童相談所長等は、必要と認める場合に児童を一時保護、又は警察署、児童福祉施設等に一時保護を委託することができます。必要な場合は、置き去り、保護者の病気・逮捕・家出、保護者による虐待など、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要がある場合、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合及び児童の行動観察が必要な場合及び短期入所指導が必要な場合です。

一時保護の実施に当たっては、事前に保護者や児童の同意を得ることとされていますが、同意が得られない場合でも、子どもの安全確保のため一時保護が必要と判断した場合には、児童相談所は保護者や子どもの意に反しても職権で一時保護をできることとされています。特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ること、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきであるとされています。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
本館 東京都千代田区千代田1-1-1
本館 東京都千代田区千代田1-1-1
本館 東京都千代田区千代田1-1-1
本館 東京都千代田区千代田1-1-1
本館 東京都千代田区千代田1-1-1
本館 東京都千代田区千代田1-1-1
本館 東京都千代田区千代田1-1-1
本館 東京都千代田区千代田1-1-1
本館 東京都千代田区千代田1-1-1

名古屋支社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南野244番地1

③ 児童福祉施設への入所相談
児童相談所は、相談を受けた児童について、調査の結果必要がある児童等を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設(児童福祉施設)に委託し、又は児童福祉施設に委託し、児童を児童自立支援施設に入所させることとされています。平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育が第一であり、保護者と、家庭養育が困難又は不適当な場合には家庭と同様の環境における児童の養育が第一であり、児童の安全を確保し適切な保護を図ることが、重要になっています。児童虐待対応においては、保護者や子どもの同意がなく子どもの安全の確保等が必要な場合には、一時保護を躊躇なく行うこととされています。また、特に就学前の乳幼児は原則として養育ファミリーホームへの委託を原則とすることが通知で示されました。

申請書類	児童福祉施設、養育里親入所承諾書
添付書類	① 住民票 ② 健康保険証 ③ 児童手当受給用の銀行通帳 ④ 転学関係書類 ⑤ 保護者の前年度の課税証明書等
相談先	児童の住所地を管轄する児童相談所
利用手順	① 必要に応じて、児童が一時保護されます。 ② 児童相談所による各種調査が行われます。 ③ 入所が決定されます。
関係法令等	児福3の2・27③・27の2・28、児童福祉法等の一部を改正の公布について(平28・6・3 児発第0603第1)

④ 母子生活支援施設の利用
母子生活支援施設は、配偶者のない女性又はこれに準ずる事情がある女性その養育すべき児童(18歳未満)について十分な養育ができない場合に、且で保護する施設です。施設では、一定の期間自立に向けた生活支援、就労支援、保育・養育支援、保育園への送迎支援等を行います。入所に当たり、施設見学を行うことも有益です。

<参考>

母子生活支援施設の利用者負担金表(平11・4・30発見86)		
税額等による階層区分		徴収金額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含みます。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除きます。)	1,100円
C1	当該年度分の市町村民税の課税世帯(A階層又はD階層に属する世帯を除きます。)	2,200円
C2	均等割の額のみの世帯所得割の額のある世帯	

第1章 ハラスメントの基礎知識

- 1 ハラスメントの種類
- 2 職場でのセクハラと法律
- 3 職場でのパワハラと法律
- 4 無意識ハラスメントとその原因
- 5 パワハラ該当性の判断基準
- 6 上司による指導萎縮の防止
- 7 患者や利用者からのカスタマー・ハラスメント（カスハラ）
- 8 ネットによるハラスメントと被害対策
- 9 ハラスメント相談と改正公益通報者保護法
- 10 医療機関・介護施設におけるハラスメント相談体制
- 11 医療機関・介護施設におけるハラスメント防止対応体制
- 12 ハラスメントと加害者、医療機関・介護施設の民事責任

第2章 医療機関におけるハラスメント

- 13 医療機関におけるハラスメントと院内暴力
- 14 患者や家族からのクレーム（苦情）とハラスメント
- 15 患者から医師・看護師への暴言
- 16 患者から医療機関に対するネット中傷
- 17 患者による看護師らへのセクハラ
- 18 患者から医師への院内暴力
- 19 院内暴力防止対策
- 20 院内暴力が起きたときの対応体制
- 21 医師から患者へのパワハラ（ドクハラ）
- 22 医師の応招義務についての最近の動向
- 23 医療機関における医師、看護師等の職員間のハラスメント
- 24 上司の医師から部下の医師へのパワハラ
- 25 医師から看護師へのセクハラ
- 26 医師から看護師、事務職員へのパワハラ
- 27 上司の看護師から部下の看護師へのパワハラ
- 28 上司の事務職員から部下の事務職員に対するパワハラ
- 29 医療機関職員のパワハラに起因する労災
- 30 医療機関の医師へのパワハラ（退職勧奨）
- 31 医療機関の職員に対するパワハラ（配転命令）

32 看護学校の学生に対するハラスメント

第3章 介護施設におけるハラスメント

- 33 介護施設におけるハラスメントの種類と特徴
- 34 介護施設におけるハラスメントの実態
- 35 利用者から介護施設へのクレーム（苦情）とハラスメント
- 36 利用者から介護職員へのハラスメント（セクハラ）
- 37 利用者から介護職員へのハラスメント（暴言・暴力）
- 38 利用者の家族から介護職員へのハラスメント（暴言）
- 39 利用者から介護職員へのハラスメント・暴力に対する防止体制
- 40 利用者から介護職員へのハラスメント・暴力への対応体制
- 41 利用者から利用者へのハラスメント
- 42 介護職員から利用者へのハラスメント（介護虐待）
- 43 介護職員から利用者へのハラスメント（暴力）
- 44 介護職員間のハラスメントの実態と特徴
- 45 介護職員の上司から部下へのハラスメント（セクハラ）
- 46 介護職員の上司から部下へのパワハラ（暴言・暴力）
- 47 介護職員の上司から部下へのハラスメント（自殺例）
- 48 介護職員の同僚からのハラスメント（セクハラ）
- 49 介護職員のパワハラに起因する労災
- 50 介護事業者による人事上のパワハラ（配転命令）
- 51 介護事業者による人事上のパワハラ（普通解雇）
- 52 介護施設によるパワハラを理由とする処分（施設長の解任）

索引
判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

Q&A

暴力・ハラスメントのない
職場を作るために!

医療機関・介護施設における ハラスメント対策

—現場対応のポイント—

著：井口 博（弁護士）

◆医療・介護現場に特有のハラスメントを防止・対応するための要点を、判例やガイドラインを踏まえ解説しています。

◆患者や利用者、その家族からのハラスメントのほか、職員間や利用者が被害者となるハラスメントも取り上げています。

◆ハラスメント問題に精通し、豊富な実務経験を有する弁護士が執筆しています。



A5判・総頁190頁
定価2,530円（本体2,300円）送料410円
ISBN978-4-7882-9127-0

120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 2,310円（本体 2,100円）

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ（無料）をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。
ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

17 患者による看護師らへのセクハラ

Q A病院に入院している男性患者Bは看護担当の女性看護師Cに、「彼氏いるの」とか、「寮に住んでるの」と聞いてきます。このような患者にはどのように対応すればよいのでしょうか。

A 医療機関は、患者による看護師や医療従事者に対するセクハラを決して軽視することなく、小さなことでも記録し報告を上げるようにし、内容に応じて厳しく対応すべきです。

解説

1 患者による看護師に対するハラスメントの実態

患者やその家族から看護師が受けるハラスメントは医療機関にとって極めて深刻な問題です。

看護師は患者から身体的、精神的暴力を受けても、声を出すことができず、上司に被害について相談しても、「相手は病人なんだから我慢しなさい」とか「あなたに非があったのではないんですか」等と言われ、ハラスメントの二次被害を受けることもあります。

患者による看護職に対するハラスメントの実態についてはいくつか

2 患者からのセクハラに対する対応

患者からの看護師らへのセクハラはいうまでもなく看護師らの人としての尊厳を損なう重大な人権侵害行為であり、被害を受けた結果としての精神的苦痛や身体的苦痛は深刻で、時として業務の継続を困難にします。医療機関としてはセクハラに対しては厳正に対応する必要があります。

まず大事なことは、看護師らがハラスメントと感じたときはどんな小さなことでも記録し、その内容を上司に報告することです。患者やその家族からのハラスメント記録として書式を作成しておく、記録、報告に役立ちます。もちろん医療機関として、ハラスメントと感じたときはどんな小さなことでも記録するようにという方針を現場に徹底しなければなりません。

次に大事なことは、軽微なセクハラ発言であっても、その発言者に対して注意喚起をすることです。軽微なセクハラ発言については、嫌だと思ってもその場は笑ってやり過ごすことが多いかもしれませんが、しかしその場で不快であることを伝えられなくても、別の時に、本人からが難しければ上司等から、その発言者に対しセクハラ発言をたしなめ、再発防止を注意喚起すべきです。

38 利用者の家族から介護職員へのハラスメント（暴言）

Q ある事業所がケアプランを担当することとなり、担当者が利用者とその子どもに介護保険サービスの説明をしたのですが子どもは納得せず、事業所宛てに、「ぼったくり」とか「こんなサービスで金を取るのか」等の脅迫めいたメールが届くようになりました。

A このような利用者の家族からのメールはハラスメントとして対応すべきです。事業所内で対応方針を相談した上で、この利用者の子どもに対し、子どものメールで担当者が恐怖心を持っていることや、このままの関係ではサービス提供ができないことをはっきり伝える必要があります。

解説

1 利用者の家族からのハラスメントの実態

「介護現場におけるハラスメントに関する調査研究報告書」(平成31(2019)年3月 厚生労働省委託実態調査)ではQ34の図1にあるとおり、これまでに利用者の家族等からハラスメントを受けたことがあると回答

よるものが5例、利用者の家族によるものが9例となっており、利用者の家族によるハラスメントについての対応が難しいことを示しています。

本設問の事例は、同事例集の事例13「介護保険制度への理解不足をきっかけに、家族による暴言へと発展した事例」を元にしたものです。

事例13は次のようなものです。ある事業所がケアプランを担当することとなり、利用者で利用者の子どもにケアプランの提案をしたのですが、制度への理解が薄く、職員をお手伝いさん程度に思っていたとの印象も受けたということでした。担当者が介護保険サービスの説明をしたのですが、子どもは納得せず、事業所宛てに、「ぼったくり」とか「こんなサービスで金を取るのか」等の脅迫めいたメールが届くようになりました。

担当者から管理者に相談したところ、困難事例と判断し、事業所内で対応方針を相談しました。そして子どもに対し、子どものメールで担当者が恐怖心を持っていることや、このままの関係ではサービス提供ができないことを伝えたと、即答で謝罪があったということでした。

本事例で参考になることは、ハラスメントがあったときに事業所として対応したことと、ハラスメント被害に対して事業所としてはっきり指摘したことです。このようにハラスメントに対しては、担当者だけで対応するのではなく事業所として対応することが大切です。

42 介護職員から利用者へのハラスメント(介護虐待)

Q 介護施設の認知症専門棟に入居中の高齢者が施設内で何度も転倒したり、1人で歩行しようとしたことがあったため、やむを得ず、数時間の間、エプロン型帯やY字帯を使って下半身の拘束をしました。ところが、このことを知った家族からハラスメントだとのクレームが来ました。どのように対応すればよいのでしょうか。

A 身体拘束が許されるかどうかは、身体拘束3原則である「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件に照らして判断する必要があります。この事例では、これらの要

にさらされる可能性が著しく高いこと」、非代替性とは、「身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと」、一時性とは、「身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること」をいいます。

また、要件の確認手続も重要な要素になります。指針の策定、それに基づいた委員会の設置、記録、報告書の作成などが行われていなければ身体拘束として適切とはいえません。

2 身体拘束とハラスメントについての最近の裁判例

身体拘束の3原則を満たさない身体拘束は介護職員による利用者への身体的ハラスメントになります。

本設問の事例は、東京地裁平成24年3月28日判決(判時2153・40)を元にしてしています。

この裁判は、ある介護老人保健施設に入居中の高齢者が転倒して骨折したことで事後対応が不適切であったことに加え、この骨折事故の前に当該高齢者に対し身体拘束をしていたことが違法として損害賠償を請求したという事案です。

裁判所は、この介護施設の職員の高齢者の動静への見守りが不足していたとして介護施設の転倒回避義務違反を認定し、約200万円の損害賠償を認めましたが、身体拘束については違法とはいえないとしました。

身体拘束についての裁判所の判断は、「入所利用契約上、被告は原則として原告の身体を拘束しない義務を負っているが、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合には、施設長等の判断で身体拘束等を行うことが旨規定しているところからみて、身体拘束は緊急やむを得ないと認められる場合には許容されるというべきである。」とした上で、「本件において、被告は、いずれも原告が1人で歩行しよう

支援

省
委
員
会

除

な

問
題
身
こ
は

要
件
実
施
「
き」
非
代

除